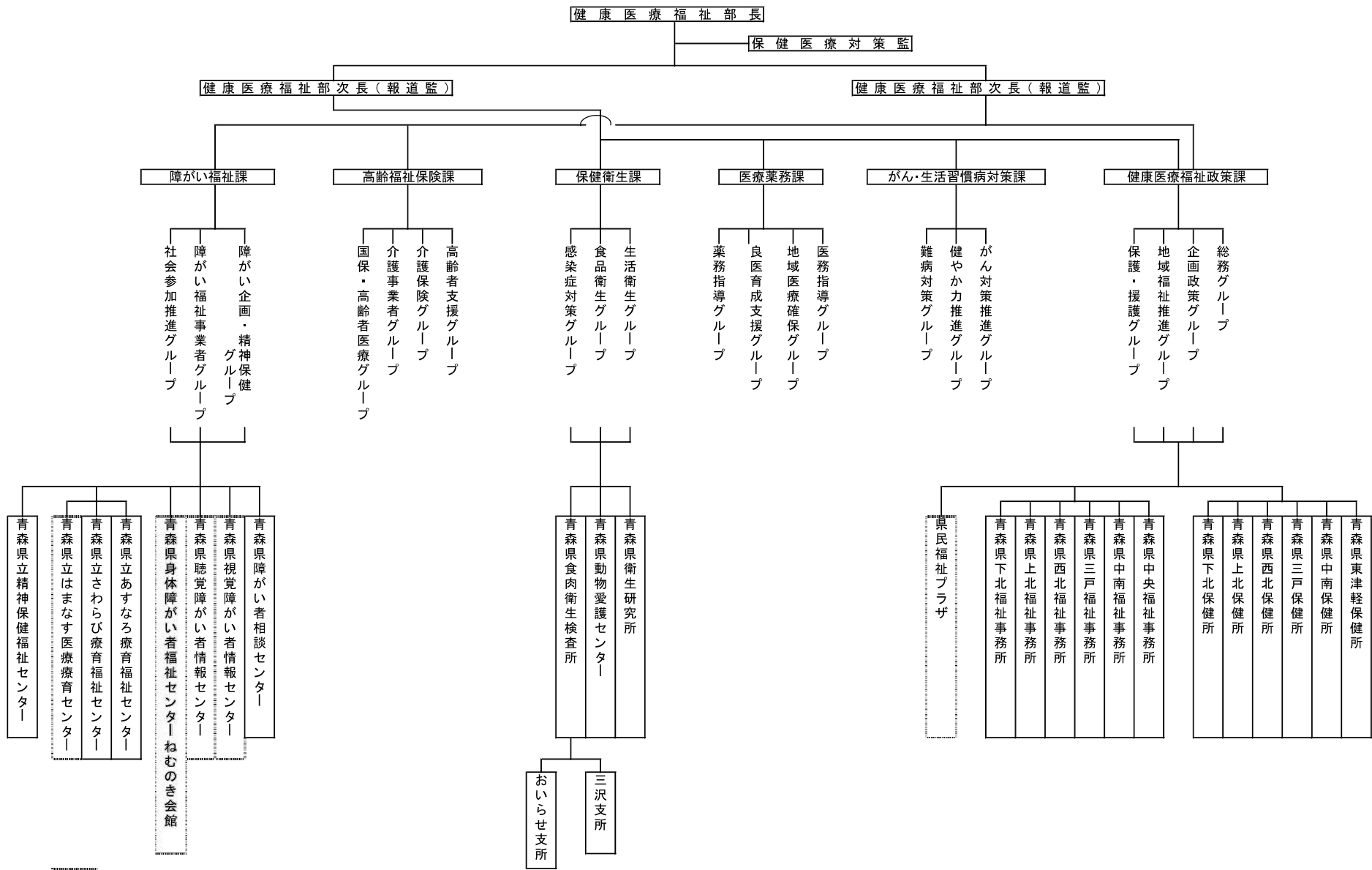


第1章

健康医療福祉部 組織の概要

1 健康医療福祉部機構図（令和8年度）



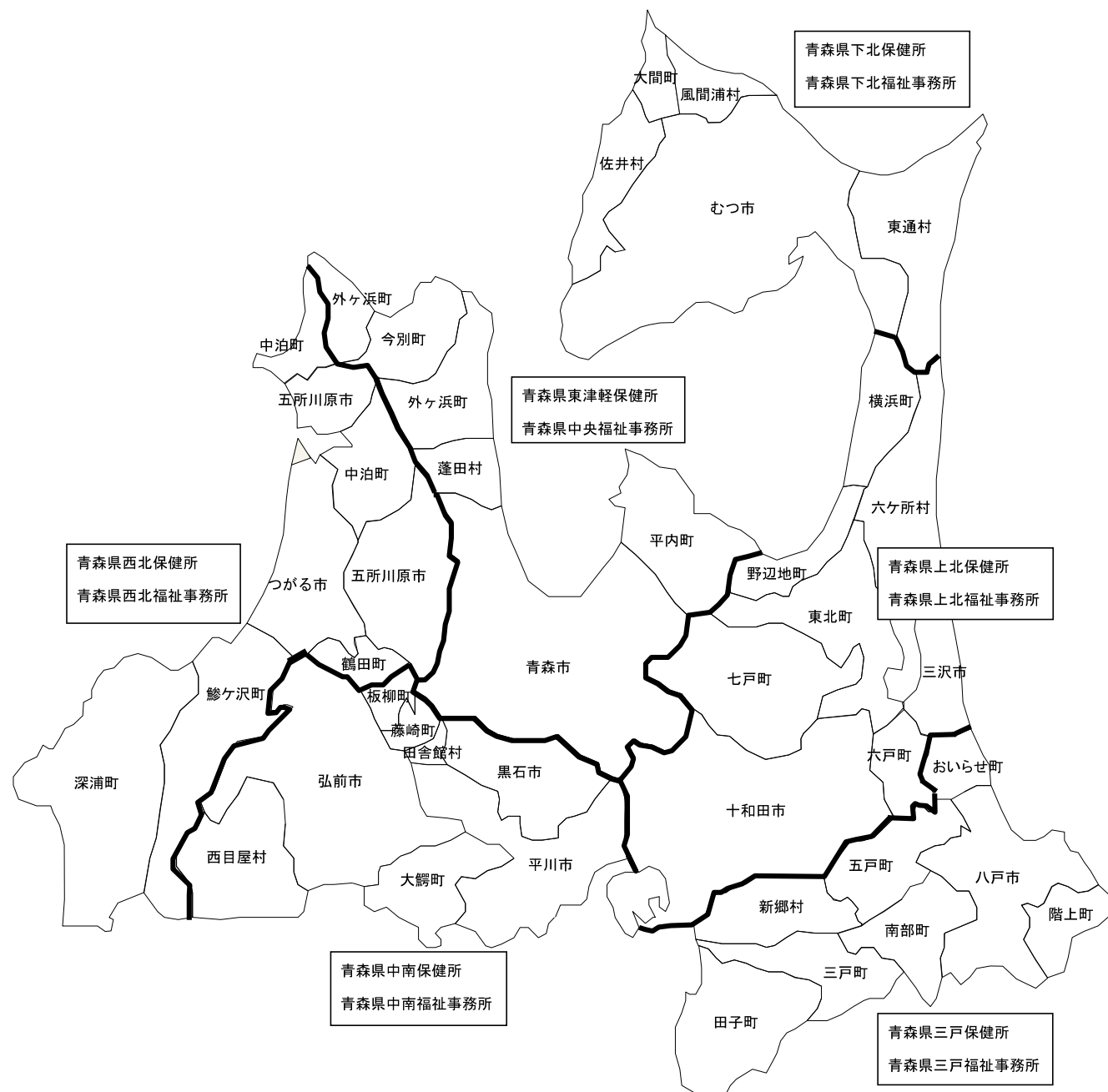
は指定管理施設を示す

健康医療福祉部職員総括表

令和8年4月1日現在

所 属 名	所 属 合 計
部長・次長	3
健康医療福祉政策課	34
がん・生活習慣病対策課	21
医療薬務課	28
保健衛生課	18
高齢福祉保険課	33
障がい福祉課	23
本庁 小計	160
青森県東津軽保健所	29
青森県中南保健所	43
青森県三戸保健所	33
青森県西北保健所	32
青森県上北保健所	34
青森県下北保健所	24
青森県中央福祉事務所	28
青森県中南福祉事務所	20
青森県三戸福祉事務所	25
青森県西北福祉事務所	21
青森県上北福祉事務所	27
青森県下北福祉事務所	12
衛生研究所	23
動物愛護センター	10
食肉衛生検査所	32
食肉衛生検査所三沢支所	13
食肉衛生検査所おいらせ支所	9
障がい者相談センター	12
精神保健福祉センター	17
あすなろ療育福祉センター	62
さわらび療育福祉センター	35
出先機関 小計	541
健康医療福祉部 合計	701

健康医療福祉部の主な出先機関の所管区域



主 な 出 先 機 関	所 管 区 域
青森県東津軽保健所 青森県中央福祉事務所	青森市、東津軽郡
青森県中南保健所 青森県中南福祉事務所	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町
青森県三戸保健所 青森県三戸福祉事務所	八戸市、三戸郡、おいらせ町
青森県西北保健所 青森県西北福祉事務所	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。）
青森県上北保健所 青森県上北福祉事務所	十和田市、三沢市、上北郡（おいらせ町を除く。）
青森県下北保健所 青森県下北福祉事務所	むつ市、下北郡

注 なお、青森市及び八戸市の保健所業務は、青森市保健所及び八戸市保健所が行っている。

健康医療福祉部出先機関・県立社会福祉施設等一覧

名 称	所 在 地	電話番号
青森県東津軽保健所	〒030-0113 青森市第二間屋町四丁目11-6	017-739-5421
青森県中央福祉事務所	〒030-0861 青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル	017-734-9950
青森県中南保健所	〒036-8356 弘前市下白銀町14-2	0172-33-8521
青森県中南福祉事務所	〃	0172-35-1622
青森県三戸保健所	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7	0178-27-5111
青森県三戸福祉事務所	〃	0178-27-4435
青森県西北保健所	〒037-0056 五所川原市末広町14	0173-34-2108
青森県西北福祉事務所	〒037-0046 五所川原市栄町10	0173-35-2156
青森県上北保健所	〒034-0082 十和田市西二番町10-15	0176-23-4261
青森県上北福祉事務所	〒039-2594 七戸町蛇坂55-1	0176-62-2145
青森県下北保健所	〒035-0073 むつ市中央1-3-33	0175-31-1388
青森県下北福祉事務所	〃	0175-22-2296
県民福祉プラザ※	〒030-0822 青森市中央三丁目20-30	017-777-9191

青森県衛生研究所	〒030-8566 青森市東造道1-1-1	017-736-5411
青森県動物愛護センター	〒039-3505 青森市宮田玉水119-1	017-726-6100
青森県食肉衛生検査所	〒034-0001 十和田市三本木野崎1-13	0176-22-1716
青森県食肉衛生検査所三沢支所	〒033-0022 三沢市三沢字淋代平116-3101	0176-50-8129
青森県食肉衛生検査所おいらせ支所	〒039-2206 おいらせ町松原二丁目132-34	0178-52-7900
青森県障がい者相談センター	〒036-8356 弘前市下白銀町14-2	0172-32-8437
青森県視覚障がい者情報センター※	〒038-8585 青森市石江江渡5-1	017-782-7799
青森県聴覚障がい者情報センター※	〒030-0944 青森市筒井八ッ橋76-9	017-728-2920
青森県身体障がい者福祉センター ねむのき会館※	〒030-0122 青森市野尻今田52-4	017-738-5033
青森県立あすなろ療育福祉センター (福祉型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター)	〒038-0003 青森市石江江渡101	017-781-0174
青森県立さわらび療育福祉センター (福祉型障害児入所施設)	〒036-8385 弘前市中別所平山168	0172-96-2121
青森県立はまなす医療療育センター※ (医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター)	〒031-0833 八戸市大久保大塚17-729	0178-31-5005
青森県立精神保健福祉センター	〒038-0031 青森市三内沢部353-92	017-787-3951

※：指定管理者制度導入施設。

保健所及び福祉事務所について

1 保健所

- (1) 保健所は、地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定に基づき、地域における公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的として、地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること、栄養の改善及び食品衛生に関すること、母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること、精神保健に関すること、エイズ・結核・性病・感染症その他の疾病の予防に関すること等の事務を所管している。

なお、平成6年7月に保健所法が地域保健法に改正されたことに伴い、従来保健所で行われていた保健サービスのうち、住民に身近で頻度の高い母子保健サービスや一般的な栄養指導の事務は平成9年4月から市町村が実施しており、県の保健所の役割は精神・難病対策等の高度で専門的な保健サービスの提供や市町村相互間の連絡調整、市町村への技術的支援などに移っている。

また、平成18年10月1日に青森市及び平成29年1月1日に八戸市が中核市となり、青森市保健所及び八戸市保健所が設置された。

- (2) 県内には県設置6か所及び青森市・八戸市設置各1か所、計8か所の保健所が設置されている。

県の保健所は、より広域的・専門的・技術的な拠点としての機能強化を図るため、平成9年4月に、それまでの11保健所を8保健所1支所に再編した。

さらに平成14年4月には、福祉事務所及び児童相談所との組織統合を機に所管区域が2次保健医療圏に一致するよう、6保健所1支所に再編し、平成18年4月には支所を廃止し、各二次保健医療圏に1か所ずつの配置となった。

- (3) なお、平成14年4月から令和7年3月までは、地域県民局における地域健康福祉部保健総室として、地域健康福祉部の総合調整業務を担い、健康福祉対策の実施に係る企画・調整、健康福祉に関する情報の収集・活用・提供並びに部内の連絡調整及び連携等を所管した。

- (4) 令和7年4月からは県の組織体制の見直しによる地域県民局の廃止に伴い、健康医療福祉部の出先機関として名称を改め、引き続き地域の公衆衛生の拠点としての役割を担っている。

2 福祉事務所

- (1) 福祉事務所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定により、生活保護、児童福祉、母子及び寡婦福祉並びに身体障がい者及び知的障がい者福祉に関わる事務を処理することを目的として設置されている。

具体的には、管内市町村の身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関すること、母子・寡婦福祉資金の貸付けに関すること、町村の区域の生活保護及び児童扶養手当に関すること等を所管している。さらに、配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力に関する相談に応じている。

また、介護保険法による介護サービス及び老人福祉法、障害者総合支援法によるサービス利用等について、市町村への広域的調整、助言等を行っている。

- (2) 県内には県設置6か所、市設置10か所、計16か所の福祉事務所が設置されている。県設置の福祉事務所については、保健・医療・福祉の連携強化のため、平成9年4月から所管区域を二次保健医療圏に一致するよう再編している。

- (3) 県設置の6福祉事務所で行っていた障害児福祉手当等に関する事務並びに社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事務等については、平成25年4月に東青地域県民局へ集約し、効率的な業務執行体制の構築に取り組んでいる。

- (4) なお、平成14年4月から令和7年3月までは、地域県民局における地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室として設置されていた。

(5) 令和7年4月からは県の組織体制の見直しによる地域県民局の廃止に伴い、健康医療福祉部の出先機関として名称を改め、引き続き地域の相談・支援の拠点としての役割を担っている。

【参考：地域県民局地域健康福祉部について】

- 平成14年4月に、保健・医療・福祉サービスの総合的、一体的な提供を図り、効果的、効率的な健康福祉行政を推進するため、それまで独立して設置されていた保健所、福祉事務所、児童相談所を県内6圏域ごとに広域的、専門的な拠点として集約し、東地方、中南地方、三戸地方、西北地方、上北地方及び下北地方健康福祉こどもセンターを新設した。センターには、総務企画室及び保健部、福祉部、こども相談部の1室3部を設置した。
- 平成18年4月からは、中南地方、三戸地方及び下北地方健康福祉こどもセンターを廃止し、新たに設置された中南地域、三八地域及び下北地域県民局地域健康福祉部にそれぞれの地域の健康福祉こどもセンター業務を移管した。
- 平成19年4月からは、東地方、西北地方及び上北地方健康福祉こどもセンターを廃止し、新たに設置された東青地域、西北地域及び上北地域県民局地域健康福祉部にそれぞれの地域の健康福祉こどもセンター業務を移管した。
- 令和3年4月からは、女性相談所業務を東青地域県民局地域健康福祉部に移管した。
- 東青地域県民局地域健康福祉部には保健総室、福祉総室及びこども女性相談総室の3室、中南・三八地域県民局地域健康福祉部には保健総室、福祉総室及びこども相談総室の3室、西北・上北・下北地域県民局地域健康福祉部には保健総室及び福祉こども総室の2室を設置している。
- 令和6年4月からは、本庁にこども家庭部が新設されたことに伴い、保健所、福祉事務所、児童相談所、女性相談支援センターそれぞれの取扱いについては、「地域県民局地域健康福祉部」単位では、健康医療福祉部とこども家庭部で協働体制となった一方、「事務所単位」では、保健所及び福祉事務所は健康医療福祉部所管、児童相談所、女性相談支援センターはこども家庭部所管となった。

健康医療福祉部各課分掌事務

(健康医療福祉政策課)

- 1 部内の人事、組織、予算(支出負担行為(各課共通経費に係るものを除く。))及び収入通知に関する事務を除く。)及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関すること。
- 2 部の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- 3 医療社会事業に関すること。
- 4 社会福祉事業に関すること(他課の分掌に係る事務を除く。)
- 5 地域における社会福祉活動に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。
- 6 共同募金及び社会福祉協議会に関すること。
- 7 民生委員に関すること。
- 8 生活保護に関すること。
- 9 生活困窮者自立支援に関すること。
- 10 行旅病人、行旅死亡人及び浮浪者の取扱いに関すること。
- 11 社会福祉統計及び保健統計に関すること。
- 12 災害弔慰金及び災害援護資金に関すること。
- 13 軍人軍属であった者の身上の取扱い及び軍人恩給に関すること。
- 14 戦没者等叙位叙勲に関すること。
- 15 戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護に関すること。
- 16 中国残留邦人等に対する支援給付に関すること。
- 17 公立大学法人青森県立保健大学の運営に関すること。
- 18 県民福祉プラザに関すること。
- 19 保健所及び福祉事務所の総括的管理に関すること。
- 20 社会福祉審議会及び地方独立行政法人評価委員会に関すること(社会福祉審議会に関する事務中こどもみらい課及び障がい福祉課の分掌に係る事務並びに地方独立行政法人評価委員会に関する事務中農林水産政策課の分掌に係る事務を除く。)

21 部内他課の主管に属しない事務に関すること。

(がん・生活習慣病対策課)

- 1 がん及び生活習慣病の医療及び予防に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。
- 2 健康増進に関すること。
- 3 口腔^{くう}保健に関すること。
- 4 保健師及び栄養士に関すること(免許、書類の経由等に関する事務を除く。)
- 5 難病対策に関すること。
- 6 小児慢性特定疾病対策に関すること。
- 7 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。
- 8 指定難病審査会及び小児慢性特定疾病審査会に関すること。

(医療薬務課)

- 1 医療計画に関すること。
- 2 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること。
- 3 医師、歯科医師、薬剤師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること。
- 4 保健師の免許、書類の経由等に関すること。
- 5 死体解剖保存に関すること。
- 6 医務関係法人の指導監督に関すること。
- 7 救急医療対策及びへき地医療対策に関すること。
- 8 薬局及び医薬品販売業に関すること。
- 9 毒物及び劇物に関すること。
- 10 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関すること。
- 11 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること(他課の分掌に係る事務を除く。)

- 12 薬用資源開発に関すること。
- 13 採血業に関すること。
- 14 臓器の移植に関すること。
- 15 医師修学資金及び保健師・助産師・看護師修学資金の貸与に関すること。
- 16 医療審議会、准看護師試験委員、地方薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。

(保健衛生課)

- 1 感染症の予防及び医療に関すること。
- 2 衛生教育に関すること。
- 3 栄養士の免許、書類の経由等に関すること。
- 4 及び調理師に関すること。
- 5 食品衛生に関すること。
- 6 狂犬病予防に関すること。
- 7 動物の愛護及び管理に関すること。
- 8 と畜場に関すること。
- 9 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- 10 化製場等に関すること。
- 11 旅館業、住宅宿泊事業、公衆浴場及び興行場に関すること。
- 12 理容師及び美容師に関すること。
- 13 クリーニング業に関すること。
- 14 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- 15 墓地及び埋葬に関すること。
- 16 建築衛生一般に関すること。
- 17 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- 18 入浴料金の統制に関すること。
- 19 製菓衛生師に関すること。
- 20 獣医師修学資金の貸与に関すること。

- 21 衛生研究所、動物愛護センター及び食肉衛生検査所に関する事。
- 22 感染症診査協議会及び生活衛生適正化審議会に関する事。

(高齢福祉保険課)

- 1 高齢社会対策の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。
- 2 高齢社会対策の総合的な推進に関する事。
- 3 老人福祉に関する事。
- 4 介護保険に関する事。
- 5 介護に関する知識及び技術の普及に関する事。
- 6 国民健康保険に関する事。
- 7 高齢者の医療の確保に関する事。
- 8 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者生活支援サービスに関する事。
- 9 福祉人材センターに関する事。
- 10 介護保険審査会、国民健康保険運営協議会、国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会に関する事。

(障がい福祉課)

- 1 障がい者施策の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。
- 2 障がい者施策の総合的な推進に関する事。
- 3 身体障がい者福祉に関する事。
- 4 知的障がい者福祉に関する事。
- 5 児童福祉法による知的障害児、盲児、ろうあ児及び重症心身障害児の福祉に関する事。
- 6 精神保健及び精神障がい者福祉に関する事。
- 7 発達障がい者支援に関する事。
- 8 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事。
- 9 心身障がい者扶養共済制度に関する事。
- 10 障がい者相談センター、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉センター、療育福祉・医療療育センター及び精神保健福祉センターに関する事。

- 11 社会福祉審議会、障がい者施策推進協議会、精神保健福祉審議会、精神医療審査会、障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会に関する事（社会福祉審議会に関する事務中障がい福祉課の分掌に係る事務に限る。）。